

## 令和2年度焼津市デジタルマーケティング事業委託仕様書

### 1 委託業務名

令和2年度焼津市デジタルマーケティング事業

### 2 業務の目的

本事業では、将来的なインバウンドの呼び込みを行っていくための事前準備として、海外における焼津市の認知度と好感度を効果的に高めることを目的に、デジタルマーケティング手法を活用したプロモーションを展開する。

また、今後の海外誘客対策等を効果的かつ効率的に行うため、プロモーションを行う過程で閲覧者から得られる情報を収集及び分析することも目的とする。

### 3 委託計画期間

契約締結日から令和3年3月31日までの期間とする。

### 4 委託業務の概要

受託者は焼津市（以下「市」という。）の認知度、来訪状況等、インバウンドの現況を十分に理解した上で、業務実施を通じて効果的かつ効率的に市の魅力を訴求するよう、以下の業務を円滑に実施すること。

なお、中長期的なデジタルプロモーションを行うことを念頭に、各業務で Google Analytics 等と連携して「行動リターゲティング※1」によるアクセス者分析を行うため、「見込み客リスト」の蓄積を7（2）及び7（3）に掲げた業務ごとで行うこと。

※1 行動リターゲティング：特定の動画やウェブサイト等を視聴、閲覧したインターネット利用者等の興味関心を推測し、ターゲットを絞り込んでいくこと。

### 5 ターゲット

ターゲットは、訪日リピーターかつ、本市の特色である食に強い関心を持つ層をターゲットとする。具体的なターゲットについては、受託者が各種現状分析を行い、それらを基礎資料として、市と協議のうえ決定する。

### 6 目標KPI

以降に記述する実施業務について、下記の目標KPIを設定する。

- ①検索によるウェブサイトの訪問者数について、委託期間中に最低5,600人を目標とすること。
- ②広告配信前後の「yaizu」に関する自然検索数の上昇率を目標として設定すること。
- ③委託期間中の動画の視聴回数について、目標数値を設定すること。
- ④そのほか、事業の達成に必要なと思われるKPIがあれば、併せて設定すること。
- ⑤各種設定した目標KPIを達成した場合も、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

## 7 実施業務

詳細な業務内容は「8 委託内容」に記載する。

- (1) 動画コンテンツ制作業務
- (2) ウェブサイト制作・運用業務
- (3) 動画広告・ウェブサイト誘導等業務
- (4) (1)～(3) 実施に基づく効果測定及び報告業務

## 8 委託内容

### (1) 動画コンテンツ制作業務

#### ①基本的な業務内容

焼津市に対する関心の有無にかかわらず、パソコン・タブレット・スマートフォンから映像を見ている視聴者に対して、感覚的に見入ってしまう、視聴後に焼津市のことをもっと知りたいと思えるような動画コンテンツ（以下「動画」という。）を制作すること。

#### ②制作動画について

以下の条件を考慮し、制作すること。

##### ア 構成

食、その他本市の観光資源の中から、より多くの誘客ができると思われる素材を選定し、動画を制作すること。

##### イ 言語

動画タイトル等は、訴求する内容を的確に表現したタイトルデザインとし、制作した動画上への配置を行うこと。

字幕やナレーション等言葉のない動画で視覚的に訴求可能な動画を作成する。

字幕やナレーション等を利用する手法が最適の場合、市と協議のうえ、対応言語を決定すること。

##### ウ 制作本数及び動画の画質等

制作本数は2本以上とし、ターゲットに的確に訴求できるものとする。

また、そのうちの1本は、他の動画を再編集し、アフターコロナの来訪を促すメッセージを盛り込んだ動画とすること。

動画の画質については、フルHD画質及び4K画質以上の2つとし、動画1本ごとに2つの画質を制作すること。

##### エ 動画再生時間

5分程度を目安とするが、テーマや撮影する素材によって異なってよい。その動画に応じた最適な再生時間を提案すること。

##### オ その他

本業務について目標とする動画視聴回数（(4) 効果測定及び業務報告）を達成するためには、動画そのものの訴求力が重要であることを念頭に置き、特に最初の10秒を重視して制作に取り組むこと。

360° 全方位カメラや超高精細撮影機材、遠隔操縦機（ドローン）等、時間、クリエイター、出演者、音響、特殊効果等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続は受託者自身で行うこと。

③その他

ア 動画制作の提案に当たっては、新規撮影を原則とする。ただし、実施時期や実施期間により撮影困難なシーン（季節感のある動画やイベント関連動画等）を活用する必要がある場合は、既存の動画データ等を取得することを認めることとする。

イ これまでに海外向け動画制作・プロモーションの実績がある映像作家等を起用すること。

ウ 上記動画制作に当たり必要となる経費は、全て当初の契約金額に含むものとする。

エ ウェブサイトやYouTube等で再生可能なファイル形式とすること。

**(2) ウェブサイト制作・運用業務**

①基本的な業務内容

前項で制作する動画テーマに沿ったウェブサイトの制作・運用を行い、サイト訪問者の焼津市への興味・期待感をさらに高めること。

②ウェブサイトの制作

ウェブサイトの制作に当たっては、案を事前に市に提出し、了承を得ることとする。また以下の点に留意すること。

ア 閲覧者がウェブサイトに興味・関心を持ち、親しみを抱くような工夫をすること。

イ パソコン（タブレット）及びスマートフォンでの表示に適した形式とすること。

ウ ウェブサイトの言語は英語とすること。ただし、他の言語を使用する手法が最適である場合、市と協議の上、対応言語等を決定すること。

エ 検索エンジンのSEO（検索エンジン最適化：インターネット検索結果において高い順位に表示）対策を実施すること。

オ 市との調整の上、新たなドメインを取得すること。

カ 市との調整の上、SSL暗号化通信を行うこと。

キ アクセスログを取得し、ログの照会が可能であること。

ク 一般的なブラウザで支障なく閲覧可能なものとする。

③ウェブサイトの運用

ウェブサイトの運用に当たって、以下の点を遵守すること。

ア 不具合が生じた場合を想定し、市と受託者の連絡体制を構築し、速やかにトラブルの原因を解消すること。

イ 本仕様書で制作したウェブサイトは、他事業者でも運営保守が行えるようにすること。

ウ 欧州経済領域（EEA）域内から域外へ個人データの移転を行う場合は、EU一般データ保護規則（GDPR：General Data Protection Regulation）コンプライアンスへの対応を受託者において検討の上、対策を行うこと。

エ 市の求めに応じ、随時ウェブサイトの更新を行うこと。

オ GoogleAnalytics の設置を行うこと。設置に必要な Google アカウント、トラッキング ID の取得は市で行い、委託期間中、事業者に貸与することとする。

### (3) 動画広告・ウェブサイト誘導等業務

#### ①基本的な業務内容

ア 上記(1)で制作した動画を、新型コロナウイルスの段階を考慮して選択し、話題性、拡散性等を確保するため、YouTube、Facebook等を活用して配信すること。

イ 業務目的を達成するため、動画広告等を活用し、ターゲットとなる視聴者に対して展開することとし、ウェブサイト誘導及び焼津市に関する自然検索を促すこと。また、自然検索からウェブサイトへの動線を確保するため、SEO対策のほか、リスティング広告等を必要に応じて実施すること。

ウ 広告プラットフォームは、対象市場及びターゲットへの到達確度の高いメディアを選択するものとし、目的に応じた最適な配信方法や配信回数を目安とともに、焼津市と協議の上で決定すること。

エ 選択したプラットフォームに広告を最適化するための動画の編集や画像の作成についても実施すること。

オ ウェブサイト流入の計測や見込み客の分析を行うため、URLにパラメータ等を設定して見込み客リストを蓄積し、広告やウェブサイトのGoogleAnalyticsとの連携設定等を適切に行うこと。

カ 必要に応じ広告プラットフォーム毎にアカウント作成を行うこと。

キ 広告プラットフォームへの掲載に必要な設定(動画のタイトル、説明、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等)を効果的に行うこと。

ク Google 広告等において、広告を配信するために必要な設定を効果的に実施し、広告の実施状況を確認するための閲覧権を焼津市に付与すること。

ケ 広告プラットフォームの性質上、上記の閲覧権を付与できない場合は、その対応策について、焼津市と協議の上、決定すること。

#### ②配信方法

ア 動画共有サービス等に掲載した動画がインターネット上で広く視聴されるよう、広告手法は興味関心層への的確なリーチを考慮し、スキップ対応可能な手法を取り入れる等工夫を行うこと。

イ 「Call-to-Action オーバーレイ※2」等を活用してウェブサイトへの誘導を図ること。

ウ 広告価値毀損の課題「ビューアビリティ※3」「アドフラウド※4」「ブランドセーフティ※5」については、焼津市に対する透明性を確保の上、確実な対策を行うこと。

※2 Call-to-Action オーバーレイ：動画再生画面上で指定した外部サイトへのクリックを促す設定。

- ※3 ビューアビリティ：広告が実際に閲覧可能な状態で表示されているか。
- ※4 アドフラウド：広告が“機械”ではなく、“人”に対して表示されているか。
- ※5 ブランドセーフティ：広告が適切なサイトやコンテンツに表示されているか。

#### (4) 効果測定及び業務報告

- ①動画閲覧・広告配信やウェブサイト閲覧等について、ウェブサイトの閲覧回数、広告の表示回数、動画の視聴回数、閲覧者・視聴者の属性（年齢、地域、特性等）等を動画からのサイト誘導状況等を分析しながら、焼津市の求めに応じて報告すること。  
また、その結果に応じてターゲティングの変更、絞り込み等改善策を市と協議し実施すること。
- ②本事業について、市の認知、好感度及びウェブ検索行動の向上に与えた影響について「ブランドリフト調査※6」及び「サーチリフト調査※7」を実施し、その内容を事業終了時の報告書にまとめ、提出すること。
  - ※6 ブランドリフト調査：広告に触れた人と触れなかった人に分け、前者が後者より認知度向上の効果が上がったかどうかを測る調査。
  - ※7 サーチリフト調査：広告に触れた人と触れなかった人に分け、二つのグループの検索行動データから、動画広告がその後の検索活動に反映されたかどうかを測る調査。

#### (5) その他

- ①本業務の実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、市の承認を得ること。
- ②業務の詳細について市と協議の上決定し、進捗状況を綿密に市に報告すること。
- ③事業完了後、速やかに業務完了報告書を作成し、市に提出すること。
- ④事業の実施に当たっては、焼津市の観光産業振興全体に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- ⑤各業務にかかる撮影、編集、ウェブサイト制作・運用、調査、報告等の一切の経費（交通費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等）は、全て事業費に含むこと。
- ⑥媒体費と運用レポート費を別立てとすること。
- ⑦業務上で撮影が必要な場合は、事前に管理者等の撮影及び動画配信の許可を得ること。
- ⑧Google 広告のカスタマーIDとパスワードを開示すること。
- ⑨各媒体には可能な限り、リマーケティングタグを設定することとし、アクセス者の解析をするための「見込み客リスト」を蓄積すること。

## 9 成果品

### (1) 提出物

- ①実績報告書（A4判） 紙媒体2部及び電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM）
- ②本事業で取得した全データを収めた電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM）
- ③制作した動画コンテンツを収めた再生用DVD-ROM 2枚

- ④制作したウェブサイトデータを収めた DVD-ROM 2枚
- ⑤非圧縮の映像マスターデータ一式を収めた外付け HDD 1個

**(2) 提出場所**

焼津市役所シティセールス課デジタル政策担当

**(3) 提出期限**

令和3年3月31日(水)

**(4) 成果品の利用(二次利用)**

制作する動画及びウェブサイトに関する一切の著作権(著作権法(昭和45年法律48号)27条及び28条の権利を含む。)は市に譲渡し、市及び市が指定する第三者に対し著作権者人格権を行使しないこととする。

また、本事業で取得した全データは市に帰属することとする。

**10 総括責任者**

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

**11 その他**

市のイメージが棄損されないよう、ブランドセーフティなどに十分配慮したうえで業務を遂行すること。

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、焼津市と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。